

令和 8 年 6 月 5 日 東京地方裁判所刑事第 3 部宣告

令和 8 年（わ）第 1 0 8 0 8 号、同第 1 1 9 3 7 号 弁護士法違反、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件

主 文

被告人弁護士法人 A を罰金 1 5 0 万円に、被告人 B を懲役 1 年 6 月にそれぞれ処する。

この裁判が確定した日から、被告人 B に対し 3 年間その懲役刑の執行を猶予する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人弁護士法人 A（以下「被告法人」という。）は、東京都港区（住所省略）L ビル 8 階に主たる事務所を置き、訴訟事件及び非訟事件等に関する行為その他一般の法律事務等を目的とする弁護士法人、被告人 B（以下「被告人」という。）は、被告法人の代表弁護士であるが、

第 1 （令和 8 年 2 月 2 4 日付け起訴状記載の公訴事実）

被告人は、被告法人の業務に関し、弁護士ではなく、かつ法定の除外事由もないのに報酬を得る目的で法律事件に関して法律事務の周旋をすることを業としていた C 及び D から、別表 1 記載のとおり（別表省略）、令和 5 年 6 月 1 3 日頃から令和 7 年 1 月 1 5 日頃までの間、前記 L ビル 8 階において、勤務先からの退職手続における代理等の法律事務について弁護士への委任を必要としている E ら 8 5 名の紹介を受けてこれを受任し、もって報酬を得る目的で法律事件に関して法律事務の周旋をすることを業としていた者から事件の周旋を受けた。

第 2 （令和 8 年 4 月 1 0 日付け追起訴状記載の公訴事実）

被告人は、被告法人の業務に関し、弁護士ではなく、かつ法定の除外事由もないのに報酬を得る目的で法律事件に関して法律事務の周旋をすることを業としていた前記 C 及び前記 D から、勤務先からの退職手続における代理等の法律事務について

弁護士への委任を必要としている退職希望者の紹介を受けた周旋の報酬の支払について、犯罪収益の発生の原因を偽装しようと考え、令和4年7月下旬頃、東京都内又はその周辺において、前記C及び前記Dと共に、同報酬がN組合への賛助金である旨の虚偽の内容の覚書を作成した上、令和5年6月16日頃から令和6年10月30日頃までの間、被告法人の事務員をして、株式会社F銀行G支店に開設された被告法人名義の普通預金口座から、前記Cが管理するH銀行株式会社M営業部に開設された株式会社I名義の普通預金口座へ、別表2記載のとおり（別表省略）、Eら67名の退職希望者の周旋にかかる合計110万5500円の報酬の支払を振込送金の方法により行うとともに、被告法人の事務員をして、18回にわたり、被告法人の総勘定元帳（支払手数料元帳）の摘要欄に、当該支払がN組合への賛助金である旨の虚偽の記載をさせるなどして、正当な事業活動の支払であるかのように装い、もって、犯罪収益の発生の原因につき事実を偽装した。

（量刑の理由）

本件は、弁護士法人の代表弁護士である被告人が、弁護士資格がないのに法律事件に関して法律事務の周旋を業としていた退職代行業者から、退職手続における代理等の法律事務について委任を必要としている退職希望者の紹介を受けてこれを受任するとともに、その対価である報酬をN組合への賛助金名目で支払って犯罪収益の発生原因事実を偽装したという事案である。

被告人は、退職代行業者の顧問弁護士であったにもかかわらず、報酬の偽装を自ら提案するなど主体的に本件各犯行に関与し、1年余りにわたって多数の事件の周旋を受け続け、合計約110万円という少くない犯罪収益の発生原因事実を偽装した。被告人は、退職代行業者の助けになりたいといった考えから本件各犯行に及んでしまったとも述べるが、弁護士としての使命をはき違えたものであり、被告人と被告法人の責任は重い。

他方で、被告人が弁護士に対する信頼を害してしまったこと等を深く反省して謝罪の意思を示し、日本弁護士連合会等に相当額の贖罪寄付をしたこと、前科が

ないことはもとより、被告人のこれまでの弁護士としての活動一般には誠実さが
うかがわれること等を踏まえ、主文のとおり量刑した。

(求刑－被告法人：罰金 1 5 0 万円、被告人：懲役 1 年 6 月)

令和 8 年 6 月 1 0 日

東京地方裁判所刑事第 3 部

裁判官 岩見 貴博